

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

本市は、幾度か利根川や霞ヶ浦、小貝川の氾濫による洪水を受けてきた。平成以降に、これらの氾濫によって稲敷市が受けた水害時の豪雨の状況は次のとおりである。

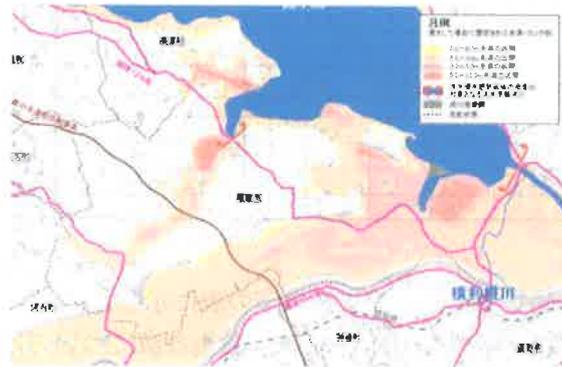
平成11	1999	弱い熱帯低気圧の影響。小貝川及び鬼怒川では警戒水位を上回った。(7月)
" 13	2001	台風15号により関東各地で100mm、山沿いの多いところでは500mmを越える総降雨量を記録。利根川本川各地で警戒水位を超える出水となった。(9月)
" 16	2004	秋雨前線と台風22号による降雨が重なり、利根川下流部の総雨量は平均で222cmとなった。横利根観測所で警戒水位を超えた。(10月)
" 25	2013	10月15日から16日にかけて接近した台風26号により、稲敷市内では15日の深夜からよく16日にかけて断続的な豪雨・強風にみまわれ、24時間雨量が285.1mmに達し、観測史上最大となった。稲敷市内の広い範囲で、浸水や冠水とともに、土砂崩れや崖崩れが発生し、全壊棟数は1棟、床上浸水は35棟、床下浸水は75棟の被害が発生した。道路被害は陥没、法面崩壊など18箇所、農作物は96百万円もの被害に上った。

従来は、横利根閘門（東地区）の門扉の越流や小貝川筋の決壊等によって、利根川下流部に莫大な被害を与えていたが、近年では治水技術が進歩し、近代的な河川改修が進んでいるため、大河川の氾濫による洪水被害は減少している。

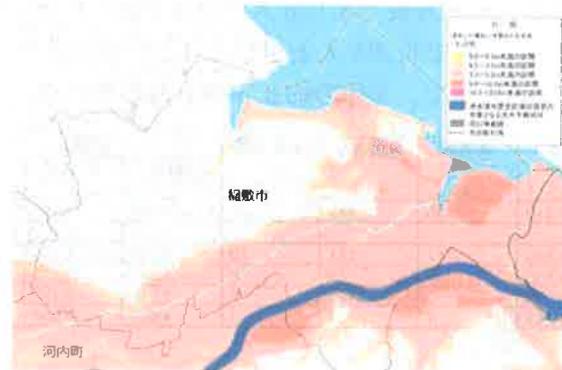
一方で、最近の風水害は、中小の河川が溢れたり、降雨がはげないで発生する浸水被害（内水被害）が多く見られるようになってきている。

国土交通省関東地方整備局の各事務所で作成・公表されている浸水想定区域図を以下に示す。

※霞ヶ浦浸水想定区域図：想定最大規模（霞ヶ浦河川事務所）



※利根川浸水想定区域図：想定最大規模（利根川下流河川事務所）



(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、江戸崎地区で多くの商店が集積する江戸崎商店街は、江戸崎市街の台地を背負っているため、地滑り等、土砂災害が生じる恐れが特に高い地域として土砂災害特別警戒地域に指定されている。

(地震：J-SHIS)

稲敷市地域防災計画では、当市において想定する地震は、「平成17年3月 首都直下地震対策専門調査会報告において検討されたプレート境界茨城県南部地震 (M=7.3)」を抜粋して設定している。

地震ハザードステーション (J-SHIS) の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で59.1%の確率で発生するとされている。

想定される地震に対する被害想定は以下のとおりである。

(a) 建物被害

建物被害の想定結果を以下の表に示した。

全壊棟数については、稲敷市全体で858棟と想定され、全壊率としては2.4%となっている。また、半壊棟数については、稲敷市全体で9,501棟と想定され、半壊率としては26.9%となっている。これらを合わせると、稲敷市全体で約1万棟の建物が半壊以上の被害を受けると想定される。

なお、4地区の範囲についてみると、全壊棟数あるいは半壊棟数については、現況の建物棟数の多寡に応じた被害棟数となっているが、被害率についてはやや差がある (全半壊率で、江戸崎地区 (約27%) ~ 桜川地区 (約33%) の幅がある)。

	建物数			全壊建物数			半壊建物数			被害率			
	総数	木造	非木造	総数	木造	非木造	総数	木造	非木造	建物数	全壊率	半壊率	全半壊率
	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(%)	(%)	(%)
稲敷市	35,376	28,946	6,430	858	704	128	9,501	7,828	571	10,359	2.4	26.9	29.3
江戸崎地区	16,535	12,097	2,868	326	206	60	3,808	3,154	714	4,194	2.1	24.9	27.0
新利根地区	7,076	5,795	1,282	199	163	36	2,150	1,761	389	2,349	2.8	30.4	33.2
桜川地区	4,956	3,559	796	121	99	22	1,335	1,091	244	1,456	2.8	30.7	33.4
東地区	8,199	6,926	1,483	212	175	37	2,148	1,769	379	2,360	2.5	28.5	28.1

(b) 人的被害

死者を含めた人的被害の想定結果を以下の表に示した。

死者数については、稲敷市全体で30人、負傷者数については、785人、重傷者数については、31人と想定される。避難人口については、稲敷市全体で、1日後で17,700人、4日後で15,265人、1ヵ月後で8,023人と想定され、また、1ヵ月後の避難所生活者数については、稲敷市全体で5,215人と想定される。これらのうちで最も多くを占めているのは江戸崎地区の地域で、全体の約3.5割を占めている。

	人口 H27.4 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	避難人口			避難所生活者数 (1ヵ月後) (人)
					1日後 (人)	4日後 (人)	1ヵ月後 (人)	
稲敷市	42,810	30	785	31	17,700	15,265	8,023	5,215
江戸崎地区	16,898	11	281	10	6,894	5,900	2,944	1,914
新利根地区	8,653	7	179	8	3,637	3,170	1,780	1,157
桜川地区	5,964	8	126	5	2,511	2,192	1,243	808
東地区	11,297	7	199	9	4,680	4,008	2,059	1,338

(稼働率:0.35)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

感染症が流行するなかでは、本市の主要産業である小売業・サービス業において、外出自粛や行動制限の影響により、集客が困難となり売上減少することが想定される。また、市内に4つ所在する工業団地等に立地する製造業においては、部材の調達が困難となるほか、サプライチェーンの寸断により生産活動が低下し、売上が減少することが想定される。

(2) 商工業者の状況 (平成26年度経済センサス)

- ・商工業者数 1,788人
- ・小規模事業者数 1,292人

	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
建設業	280人	241人	市内各地に点在している。
製造業	237人	191人	市内の4か所の工業団地に集積しているが、小規模な事業所が市内各地に点在している。
卸・小売業	495人	337人	江戸崎商店街を中心に市街地に集積するほか、小規模な事業所が市内各地に点在している。
飲食・宿泊業	149人	114人	飲食業については、江戸崎商店街及び大規模SC近隣に集積。宿泊業は、江戸崎商店街近くに集積。
サービス業	312人	273人	小規模な事業所が市内各地に点在している。
その他	315人	136人	
合計	1,788人	1,292人	

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

(自然災害)

- ・地域防災計画の策定
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築、防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・避難地、避難所、救護所の指定及びコミュニティー防災センター等の設置
- ・土砂災害防止対策 (土砂災害危険箇所の整備等)
- ・総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施
- ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発
- ・稲敷市防災マップ、洪水ハザードマップ、津波避難マップ等作成/配布
- ・防災指導員制度の導入及び防災技能者の育成
- ・防災資機材購入等に係る助成

(感染症)

- ・「稲敷市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者 BCP（事業継続力強化計画を含む。以下「事業者 BCP」とする。）に関する国の施策を周知するとともに、事業者 BCP の策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・また、損害保険株式会社等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催している。
- ・茨城県商工会連合会と連携して、当会、全会員事業所を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施している。
- ・稲敷市と連携して、イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける商工業者を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたテイクアウトクーポン事業やプレミアム率を上乘せしたプレミアム付商品券事業を行い、商工会ホームページ上でPRを行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(商工会の課題)

- ・当会には、有事の際の防災経験及び訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業者 BCP の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、事業者 BCP への関心が低く、事業者 BCP に取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減

災・復旧対策が不十分。

- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており事業者 BCP に関する支援は少なく支援の比重も低いため、事業者 BCP のメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、事業者 BCP の策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

(自然災害)

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定3社
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 3社
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、その他)
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会と市との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

(感染症)

- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ当会の BCP に盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

(その他)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担，体制を整理し，連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市と本計画との整合性を整理し，自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に，ハザードマップ等を用いながら，事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え，水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報，ホームページ，メールマガジン等において，国の施策の紹介や，リスク対策の必要性，損害保険の概要，事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し，事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む。）の策定による実効性のある取組の推進や，効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き，小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介，損害保険の紹介等を実施する。個別指導は年3事業所を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は，令和3年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し，市内事業者を対象に普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また，関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては，収束時期が予測しづらいこともあり，リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・事業者 BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と本市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。下記のように職員の居住地により災害発生時においても、全職員の 10%の職員は出勤できるものと想定する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

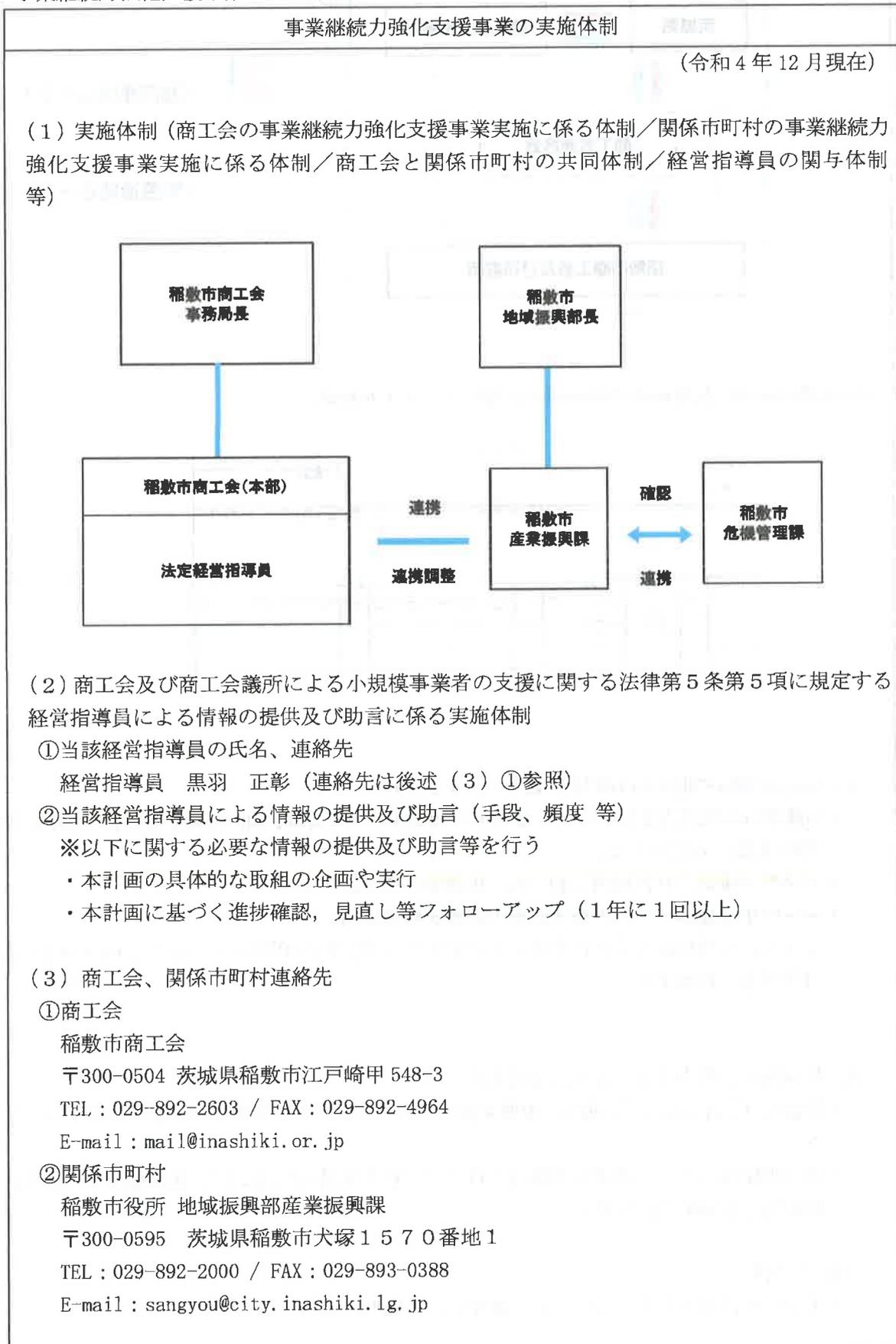
市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	900	500	500	500	500
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	500	100	100	100	100
・専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、稲敷市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等